

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年7月17日

横浜市契約事務受任者  
教育次長

- 1 契約の概要  
南中学校散水設備改修工事
- 2 履行（納品）場所  
横浜市南区六ツ川一丁目14 南中学校
- 3 契約日  
令和6年5月22日
- 4 履行期限  
令和6年7月31日
- 5 契約金額  
2,291,300円
- 6 契約の相手方（名称及び所在）  
横浜市南区大岡3丁目16番8号  
ヒドロ工業株式会社  
代表取締役 石田 日出夫
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由  
漏水が起こり、バルブを全て閉め漏水を防いでいる状況であり、早急な処分、修繕が必要であったため。
- 8 契約の相手方の選定理由  
当初スプリンクラーの修繕見積りを依頼した業者であり、緊急対応が可能と回答があったため。また、設置業者であり、専用部品が必要となるため。
- 9 所管課  
教育委員会事務局 教育施設課